

文 教 厚 生 委 員 会 記 録  
＜ 第 1 号 ＞

平成22年第6回沖縄県議会（12月定例会閉会中）

平成23年1月14日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

---

開会の日時

年月日 平成23年1月14日 金曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後0時5分

---

場 所

第2委員会室

---

議 題

- 1 平成22年第6回議会乙第7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

---

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君
委員	奥 平	一 夫 君

委員 比嘉京子さん

委員外議員 なし

---

欠席委員

なし

---

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	金	武	正	八	郎	君
総	務	課	長	前	原	昌	直	君
保	健	体	育	課	長	渡	嘉	敷
文	化	課	長	大	城		慧	君

---

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例を議題といたします。

なお、本議案は、平成22年12月定例会に提案されましたが、慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で閉会中継続審査となった議案であります。

本日の説明員として教育長の出席を求めています。

これより、平成22年第6回議会乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

なお、本議案については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをごらんください。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づき学校体育を除くスポーツに関する事務、文化財の保護を除く文化に関する事務を知事が管理し、執行することとするものであります。条例制定の背景としまして、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりスポーツに関する事務及び文化に関する事務は地方公共団体の長が管理し、執行することができることとなったことがございます。この法律改正は、地域振興の観点から首長において一元的に担当したいとの要請が地方公共団体からあったことや、中央教育審議会においても、教育における地方分権の推進の観点から地方公共団体の判断により首長が担当することができるようにするべきとの答申が出されたことが踏まえられております。今回、知事部局へ事務を移管する理由としましては、

1 地域振興の観点から、他の関連行政とあわせて総合的な施策展開を図るため、知事がこれらの事務を管理し、及び執行することとするのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨に沿ったものであること。

2 知事部局に新たに設置される文化観光スポーツ部では、文化やスポーツが部の重要な担当事務として打ち出されており、それぞれの振興のための体制強化につながると考えられること。

3 新規事業の企画や予算確保、他の行政分野における諸施策との連携協力などについては、知事部局所管とすることに利点があると考えられることが挙げられます。

2ページをお開きください。

事務の移管に関して、教育庁の所管課から財団法人沖縄県体育協会、財団法人国立劇場おきなわ運営財団、その他の関係法人等に説明を行ったところ、特に問題はなく了解であるとのことであり、反対意見はございませんでした。事務の移管に伴い、平成23年度から保健体育課及び文化課の移管事務を担当する職員は知事部局の定数で配置され、教育庁としては、学校体育、文化財の保護に特化した執行体制となります。これに伴い、文化課は文化財課に名称を変更いたします。

3ページ以降につきましては、詳細の資料となっておりますのでごらんください。教育委員会としましては、知事部局に移管した後も学校教育や社会教育、文化財行政などにおいて、知事部局と十分連携を図ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

次に、平成22年第6回議会乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案に対して質疑を行います。この文化、観光、スポーツ部の設置との絡みで、今、文化、スポーツを教育委員会のほうから知事部局に所管をかえるということを言われたのですが、この間の経緯についてお尋ねしたいのですが。要するに、知事の公約ということもあったと思うのですが、その知事部局と教育委員会との話し合い、そして実際に教育を担っている現場関係者、社会教育をやっている皆さんとの話し合いがどのように持たれてきたのか、この議案を提案するに至るまでの関係団体とのやりとりについて説明をお願いいたします。

○金武正八郎教育長 スポーツ、文化関連事務の移管に関する教育委員会の検討の経緯を申し上げます。まず最初に、平成21年8月12日に総務部長と教育長が意見交換を行っております。そのときにスポーツ産業の振興、そして文化資源の観光等への活用や情報発信等を観光商工部に取り組めないかという形で提案がございました。その辺から議論をしまして、庁内でも審議をいたしまして、平成22年10月14日にまた総務部長のほうから新たに文化とスポーツを知事部局に一元化をして、観光と結びつけて振興を図りたいという旨の打診がございました。庁内でも検討を重ね、それから教育委員会への説明等も行いまして、私たちとしては、まず関係機関にもいろいろと打診をしまして今回の結論になりました。その後、関係団体のほうにもっと調査すべきではないかということで御指摘がございましたので、その後についてもまた関係機関と調整をして了解を得ております。

○西銘純恵委員 知事部局一県庁内の行政の関係部署と教育庁がやりとりをしたと、部局の移管についてやったという説明を今受けたのですが、これは県民の側からすれば、実際、社会体育や社会教育にかかわっている任意の団

体も含めて広くあるわけですよ。その意見をどのように教育庁は取り上げて、教育委員会から所管を移すというこの重大な問題について、どのように説明を行い、そして意見を集約してきたのかというところをお尋ねします。

**○金武正八郎教育長** スポーツに関しまして、これまでも大きな関係団体としましては沖縄県体育協会—そちらのほうが大きな関係機関でございまして、そちらのほうともこれまでいろいろな形で調整をしましたがけれども、今回のスポーツ部分について知事部局の移管に関しまして、これまでスポーツに関してはプロスポーツ—プロ野球、Ｊリーグ、大相撲、プロゴルフとかそういういろいろな関係窓口を教育委員会がこれまでやってきました。それからアマチュアスポーツとして、国民体育大会、また高校生、中学生の体育大会、それから生涯スポーツには全国スポーツ・レクリエーション祭とかママさんバレー、日本スポーツマスターズとかとにかく大きく窓口が広がっておりますので、やはりその地方教育行政全体でどうしても取り扱わざるを得ないということについては、私たちはこれまでも何度も議論をして、やはりそこを一括してやっていただく部か、課か、そういうのが必要ではないかという議論をやってまいりました。沖縄県体育協会は、競技スポーツと生涯スポーツを主にやっておりましたので、そことしてもやはり企業とのかかわり、それから観光商工部とのかかわり、いろいろなかかわりがございますので、その部局も沖縄県体育協会からもそういうことは必要ではないかという形で意見をこれまでに何度か交換をしております。今回、そういう話は去年から出てきて、今回、法律も変わってそういう機会ができるということで機が熟したと思っております。そういう形で説明をしてまいりました。

**○西銘純恵委員** 沖縄県体育協会の意見を求めたということですがけれども、これの議案提案は去年の12月10日なのですよ。その以前にそこともやったのでしょうか。

**○金武正八郎教育長** 去年の12月2日にも行っております。特に問題はなく了解と。また新しい部局とも連携を図り、競技力向上を推進していきたいということで団体からの意見を伺っております。

**○西銘純恵委員** 説明資料をいただいているのですがけれども、説明実施日は沖縄県体育協会に対しては12月28日になっているのですが、今、教育長は12月2日と言われて、それも議会提案の直前なのですよ。12月2日であったにしても

直前なのですよ。ですから、これは平成21年からそういう打診を受けたということに関しては、実際は教育委員会から知事部局に移管をするということではなくて、皆さんが検討してきたのは、先ほど言われた社会体育に関することについては教育委員会の中の保健体育課が持っている業務としては重いと。部か、課をふやさなければいけないということを先ほど発言があったものですから、教育委員会の中の体制強化についても話しされたのではないかと推測するのですよ。これについては、この2年間の教育委員会の中での討議の内容についてもっと詳細にお尋ねしたいのですよ。私は、唐突に12月10日の知事部局が観光、文化、スポーツをやるからということで、それに乗った形で提案したのではないかとこのことを危惧しているものですから、本来の教育委員会の中での保健体育課では担えない、荷物が重くなった、任務が多くなったというところで教育委員会の中でもう一つ課を設けるとか、そういうことが本当は審議されていたのではないかと、話し合われてきたのではないかとこのところが事実としてどうなのかお尋ねしたいと思います。

**○金武正八郎教育長** 先ほど申し上げましたように、スポーツに関しましては学校体育以外にもアマチュアスポーツ、プロスポーツ、そしてアマチュアスポーツとプロスポーツの境目も明確にできないような事例になって、県民の窓口としても不明確な部分もあったということ。それからもう一つは、沖縄県体育協会がやっている生涯スポーツと競技スポーツに関しましては、どうしても沖縄県体育協会自体が企業からいろいろな応援をお願いする面ではたくさんあると。そして、観光との結びつきで、またいろいろな形でスポーツの振興を図る部分もあると。そして生涯スポーツの面では、福祉保健部と生涯スポーツとして健康づくり、そういう連携があると。いろいろな連携があるということは、これまでもいろんなスポーツの一沖縄県体育協会の中でも議論はされてきておりまして、どうしてもさらに体制を強化していく。そしてもう一つは自治体全体、つまり教育委員会だけのものではなくて、自治体全体で福祉保健も観光も他の部局—土木建築部の公園管理等もありますので、そういう意味で自治体全体での取り組みがどうしても必要ではないかという形で議論をやってまいりました。去年8月ごろに、総務部のほうから提案されたときもそれを受けて、また沖縄県体育協会のほうでもいろいろな議論をして、今回こういう提案になっております。決して急にということではなくて、これまでもいろいろなところで要望とか意見があったということを踏まえて今回の提案になっております。

**○西銘純恵委員** 今の説明を聞きますと、沖縄県体育協会の仕事そのものがプ

ロススポーツとか、そういうある意味では集客といいますか、イベント的なのか、そういう形に取り組みが変わってきたのかなど。本当でしたら、沖縄県体育協会とかというのは県民の体育力をどう向上させるかという、そういう柱も持っているのではないかと思うのですよ。沖縄県体育協会はどんな目的を持ってつくられたものですか。

○**金武正八郎教育長** スポーツに関する事務については、学校体育と生涯スポーツの部分と競技スポーツの部分、それから社会体育施設の部分がございませけれども、その生涯スポーツと競技力向上の競技スポーツ、そこが沖縄県体育協会が中心となって推進をしております。生涯スポーツは全国スポーツ・レクリエーション祭の参加、それから市町村のスポーツクラブの育成とか、それから競技スポーツでは国民体育大会への派遣、これは青年、少年、一般の方々の派遣とか、九州ブロック大会とか、沖縄県民体育大会とかそういうものを主に行っております。それから生涯スポーツとしてのレクリエーションとかそういうものも沖縄県体育協会が扱って、県民の健康、そして主に生涯スポーツの振興に努めております。

○**西銘純恵委員** 市町村との連携で沖縄県体育協会はあるし、教育委員会のもとにということは今言われたのですが、沖縄県が知事部局に沖縄県体育協会を丸ごと移管した形になれば市町村との関連はどうなるのでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 市町村とはさらに密接に連携がとれるようになるものと思います。

○**西銘純恵委員** よくわからないのですが、市町村も部局側に沖縄県体育協会や今沖縄県がやろうとしているように、全県の市町村は同じように移管の準備に入るのですか。移管されるのですか。

○**金武正八郎教育長** 市町村においては教育委員会に置いているところもございませし、また別の関連で置いているところもございませるので、一概に県が変わったから市町村が全部変わるということはないと思います。これまでどおり連携がきちんとつながっていくものだと思っております。

○**西銘純恵委員** これまでどおり、そしてこれまでも今の教育委員会のところにあっても変わらないということであれば、あえて変えるということはどうい

う理由があるのですか。

**○金武正八郎教育長** 先ほど申し上げましたように、スポーツに関しましてはプロスポーツ、それからアマチュアスポーツ、生涯スポーツ等々、今回私たち学校関係の学校体育とか教育委員会でやっておりますけれども、やはりプロスポーツの場合には、やっぱりプロスポーツを教育委員会が受ける場合にそのプロスポーツを受けて観光等いろいろなつながりを持ったり、それから地域の市町村とのつながりとかいろいろ必要なものがあります。それから生涯スポーツにおいては、やはり地域の市町村の福祉関係、それから青年会、老人会、また婦人会とかいろいろなかかわりがございます。それから一やっぱり教育委員会だけというよりは知事部局、県全体でそれを受けて、観光も、福祉もいろいろな部局があるところで一つに統合してやれば連携がさらに深まっていくものと考えておりますので、今までよりもさらに体制が強化されて、そして県民にも窓口がしっかりと明確になって、これまでよりもさらに活用しやすい窓口になるものと思っております。

**○西銘純恵委員** 体制が強化されると言われるのですがけれども、現行はプロスポーツの支援やスポーツキャンプ、スポーツイベント誘致に関することは、現行でも知事部局にあるわけですよ。それを移管するからプロスポーツだという話にはならないと思うのですよ、どうですか。逆に、保健体育課が持っていた社会体育等に関するのもすべて知事部局に移すということになるものですから、逆に現行の知事部局がやっているプロスポーツ等そういうことに関するものを知事部局が強化をすればいいことであるのではないですか。どうして現行よりよくなると言われるのですか。

**○渡嘉敷通之保健体育課長** ただいま西銘委員がおっしゃったように、プロスポーツに関しては確かに知事部局のほうでも対応しています。ただ、日程が決まっている、あるいははっきりとした状況であるものに関しては知事部局のほうで対応していますけれども、新たに取り入れてくる日程を調整したり、会場のいろいろな動きをとったり、周囲の調整に関してはすべて大きな枠でのスポーツ振興ということで教育委員会が前に出て調整を全部してきました。それが決定したら知事部局に持って行って、あとは集客とかそういう対応をしてもらっているというのが現実です。

**○西銘純恵委員** それが現実だということであれば、実際は現行で知事部局の

観光商工部観光振興課がやっているプロスポーツの支援というところがきちんと機能していないということではないのですか。どうして教育委員会がそれを補佐しているのですか。現行では、きちんと教育委員会の中でプロスポーツというのは入っているのですか。プロスポーツの支援は保健体育課には入っていますか。現行は入っていないのではないのですか。ないことをさせられてきたのではないのですか。

**○渡嘉敷通之保健体育課長** 確かに、現行の中ではプロスポーツの対応というのは教育委員会にはありませんけれども、大きな枠でのスポーツ振興ということで、先ほど言ったように最初の日程調整とか、会場とか、そういう調整は教育委員会のほうに来るのです。それが決まったら、今度は知事部局の観光商工部のほうに渡して対応してもらっていると。ですから、例えばプロゴルフというのは日程も決まっているし、会場も決まっています。そういうことであればすぐ行きますけれども、今後、新たに持ってくる一例え、今現在プロ野球のOBでつくるいろいろな勉強会とか、講習会とか、そういうものについての調整やら、日程やら、会場やらについては今教育委員会で話し合いを持ったり、調整をしたり、それが決まったら、今度は観光商工部のほうと協力をしながらやっていくという形で対応をしているところです。

**○西銘純恵委員** 皆さん、所管を超えた仕事をやっているということは今認めているようなことではないのですか。知事部局がプロスポーツの支援や、スポーツキャンプやスポーツイベント誘致に関することもプロスポーツに関しては入っているわけですよ。私たち委員は概要図というのを今持っていますけれども、皆さんも持っているのでしょうか。12ページ、スポーツ文化行政の事務移管に関する概要図。現行がプロスポーツというのは教育委員会がやる仕事ではないですよ。どうしてやっているのですか。知事部局がプロスポーツの関係をやることになっている、それをさせられているというところに問題があるのではないのですか。移管をすればできるということではないでしょうか。

**○金武正八郎教育長** 説明が少し足りなかったかもしれませんが、特にプロスポーツの役割が明確な部分についてはその担当、関係部局のほうで対応していただいております。ただ、現在いろいろな部分でこのプロスポーツ、アマチュアスポーツの境目がわからないとか、なかなか区別がつかないとか、それから最初は窓口をどこにすべきかというところで一県民に対してですが、それからそういうスポーツの団体等からも最初は保健体育に来たけれども、これ

は向こうだと。それで向こうに行ったらここだという形で、その役割分担が明確でない部分が多いのです。ですから今回、そういうスポーツに関するもの、学校体育以外については大きなスポーツ部として設置すれば、さらに体制も整いますし、そしていろいろな連携もとれますし、そして役割分担も明確になりますし、そうすることによって県民は関係団体に対してよりわかりやすい、そしてよりよいサービスの提供ができると私たちは思って、今回、このスポーツ部の移管を検討して賛成しているところでございます。

**○西銘純恵委員** 私が、今指摘しているのはとても重要だと思って再三やっているのですが、現行の所管事務そのものが、きちんと仕分けされた所管事項を超えたことを教育委員会はやっているし、そして知事部局はきちんとやることになっていることを、体制を強化してやっていないという問題が、私は今浮き彫りになったということではしか認識していませんよ。この概要図を見たら明らかなのですよ。だから、そこの知事部局の今の部分をどう体制強化するかということが、体育の学校教育を除いてほかはすべて知事部局にというところの線引きが逆にできるかと、高校生も含めての学校教育ですよ。この子供たちを含めた体育のイベントとか、競技とか、いろいろ大人と交わったものがあるのではないですか。地域においてもないですか。そういうものはすべて教育委員会の手を離れて知事部局がやるといっても、実際は競技とかそういう行事をするときには混在しているわけですよ。子供たちや学校関係が混在しているわけでしょう。だから、それを知事部局に移すということが、逆に線引きができないのではないですか。教育委員会がかかわれないのに、どうして学校の子供たちが社会体育の部分と一つになれるのですか。

**○金武正八郎教育長** 今回のスポーツ部になった場合には、本当に役割分担が明確になれるものと私は思っています。まず学校体育に限れば、学校教育に関するものは教育委員会という形で明確になります。それ以外のものに関してはスポーツの部、スポーツの課の中で大きな取り組みができます。例えば、地域のスポーツ少年団に関しましても一前回も仲村未央委員からもいろいろと御質疑がございましたけれども、これに関しても沖縄県体育協会の中に、生涯スポーツの中にスポーツ少年団の育成というのをこれまでやっているわけです。やっていますので、そういう体制はそのまま移りますので、そんなに大きく変わることはございません。一つの生涯スポーツとして沖縄県体育協会がやっていた、その部分がそこに移ってきて面倒を見るということですので、大きくは変わらないと思います。ただ、私たちとしては、決して今は知事部局が業務を

私たちに投げているわけではなくて、とにかく今の時代、いろいろなスポーツが出てきているわけです。例えば、プロフェッショナルを目指すスポーツもあれば、アマチュアもあれば、レクリエーションもあれば、同好会とかいろいろな形がどんどん出てくるものですから、それに対応していくために窓口はどこかとか、県民に対する適切なサービスができない部分が今あるものですから、やはり学校体育とそのスポーツに関するものはしっかり分ければ体制もしっかり整いますし、県民へのサービスもしっかりとできるようになると思っております。

○西銘純恵委員 移管後の教育委員会に体育団体に関することという事務があります。知事部局にも体育団体に関することと同じ事務が入っていますけれども、これは一つの事務を両者でやるということは、先ほど教育長が言われたきちんと仕事が分けられるということと矛盾するのではありませんか。

○金武正八郎教育長 特に、学校体育以外にその沖縄県体育協会とのかかわりの場合には、国民体育大会に少年の部を派遣する場合、高校生を派遣する場合の競技力の向上とかそういうことについては沖縄県体育協会のほうでかかわります。これは、これまでも沖縄県高等学校体育連盟とか沖縄県中学校体育連盟とのかかわりで実際にやっておりますので、特に支障はないと思います。

○西銘純恵委員 教育委員会の体育団体に関することと、知事部局の体育団体に関することを説明してください。

○渡嘉敷通之保健体育課長 教育委員会の体育団体というのが沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟、それから沖縄県特別支援学校体育連盟、沖縄県女子体育連盟、沖縄県高等学校野球連盟という学校体育の中とかかわれる競技団体のことを体育団体としてあります。それから、知事部局のほうの体育団体に関しましては、沖縄県体育協会を中心とした傘下の61団体がございまして、そういうものが体育団体という形で知事部局のほうに移管をするということでございます。

○西銘純恵委員 知事部局の沖縄県体育協会に関連する61団体と、学校関係がダブることはありませんか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 いえ、ダブることはございません。

○西銘純恵委員 今の体育に関しては最初の議案提案の説明にあったように、プロスポーツとの関連が、特に観光との絡みで知事部局に移管というところが移管の一番の大きな理由だと私は認識しているのですけれども、現行が機能を十分に発揮できていないということをもって今の教育委員会のすべての体育に関する事、学校を除いたすべてを知事部局に移すということが果たしてこの県民の一先ほどおっしゃった生涯スポーツの関連で体育力の向上や健康との関係もおっしゃいました。それが教育の観点からきちんと担保できるかというところは本当に危惧するのですよ。だから知事部局は、教育という観点はもう一切ないと私は見ているのですよ。実際はいかに収益を上げるかとか、観光とどう絡めるかとかそういう考えになっているというのは、もうこの知事部局に新たに移管後の施設内容を見てもこの体育施設をどのように利用するか、奥武山総合運動場とかいかに入館者をふやすかとか、そういうのもみんな知事部局にということをやっているわけですから。だから結局は、県民自身の体育力の向上とか、健康とか生涯スポーツを地道にやっている皆さんの支援がきちんとできていくのかというところを危惧します。そして市町村は、そのまま県と同じようにはならないでしょうということをおっしゃったものですから、市町村は教育委員会の中でこつこつと県民の健康、体育力向上のために多くの県民のことをやるわけでしょう。だけれども今、県の考えているのはプロスポーツを誘致して、そしてイベントをどうするかというところにこの教育の考え方が丸ごと流れている、知事部局に移すことによって。そういう発想に、そういう施策に変わっていくということが危惧されると思うのですよ。これについてもよしとするのですか。

○金武正八郎教育長 これまでスポーツというものは前にも申し上げましたけれども、学校教育の範囲でおさまる部分もありましたけれども、とにかくスポーツは今、現代社会に生きる人たちにとっては欠くことのできないものになっております。性別や年齢、障害の有無にかかわらず県民一人一人がみずからスポーツを行うことで、そして心身ともに健康で活力ある生活を形成することが求められております。スポーツに関しましては先ほど申し上げましたように、プロスポーツから、アマチュアスポーツ、生涯スポーツにまでかかわって、とにかくスポーツに関しては、幼児から大人、そして老人に至るまですべての県民が今いろいろな形で必要としておりますし、また活動しています。それに答えるために、もちろん教育委員会もこれからかかわってまいります。決して丸渡しではありません。自治体全体で取り組む大きなスポーツ部として、そうい

うことを振興する大きな部局として体制を大きく整えて、そして体制強化をして自治体全体で取り組む。その中に教育委員会で協力する部分、連携する部分もやっていくし、福祉部門でやっていく部分もやるし、そのほうがより県民のために、県民のスポーツに対する一いつでもどこでも続けられるようにするためには、やはりそういう部局を設けたほうがより県民にとってサービスを提供できるし、よりよい質の高いスポーツに対する向上にもつながるものではないかなと思っております。

**○西銘純恵委員** いろいろなやりとりの中で、教育委員会の所管と知事部局になっているから煩雑であったと、なかなか連携が難しかったということをおっしゃいました。知事部局でプロスポーツを支援するというのがあるながら、保健体育課がずっと新たなものや問い合わせについては受けてきたと。これを解消できると言われるのですけれども、市町村は教育委員会で従来どおりに、同じようにやっていくわけですよ。市町村との連携が実際はうまくいきますと、サービスが提供できると、大きなことをしたらやっていくということは全く担保できる保証がないわけですよ。ただ、そういうことをおっしゃっているけれども、実際に担保できるのですかというところをやったら、市町村との関係では皆さんどのような話し合いをしてきたのですか。教育委員会として、各市町村の教育委員会と話し合いを持ってきましたか。知事部局に社会体育をみんな移しますとやりましたか。いつ話し合いをしましたか。

**○金武正八郎教育長** 特に、市町村とそういう議論はまだやっておりません。ただ、そういう新しいスポーツ部を大きく県が体制を整えることによって、さらに新規事業の企画とか、予算の確保、それから他の行政分野との連携協力がさらに深まって、より市町村にもサービスが提供できて、より県民のためになるようなものにつながっていくものだと私は思っております。

**○西銘純恵委員** 教育長の答弁は、プロスポーツとか新しいスポーツ像と言われたのは、宮里藍ちゃんとか県内で活躍しているプロスポーツの一流選手がいらっしゃるから、そこら辺の振興ということは重要ですけども、現行でも知事部局がやるところとなっているということ、もっとそこをきちんと知事所管になっているところでやってくれという立場に立つべきであって、教育委員会が丸投げではないということ、実際は市町村との関係で話し合いもしてこなかったと。市町村は大混乱すると思います。ですから今後、県がそう知事部局に移管をしたということについて、本来ならば2年前からそういう

話が知事からあったときに丁寧に市町村の皆さんはどうですかと。県は、教育委員会の手を離れています。だから、知事部局と話をしてください。でも、市町村は教育委員会なのですよ、どうしましょうかというときに、市町村教育委員会は県の教育委員会に話をしてくるのではないのですか。知事部局ですとみんな回すのですか。

○**金武正八郎教育長** 学校教育に関しましては、もう既に市町村の教育委員会としっかりと連携等をつないでおります。ですから、従来どおりしっかりとできます。また、それ以外のスポーツに関しましては、沖縄県体育協会と関連をして市町村の沖縄県体育協会とまたつながっておりますので、それが移ったにしても、最初のとときにどういう形で周知するところで少し混乱があるかもしれませんが、これまでの体制がそのまま引き継がれていきますので、そんなに市町村に大きな混乱とかそういうことはないものと考えております。やはり大きなスポーツ部をつくって大きく体制を強化することによって、市町村へのこれまでになかったサービスができるし、またいろいろな提供ができると私は考えております。

○**西銘純恵委員** 少年スポーツとかいろいろと学校体育、教育を超えたところでも、実際にいろいろな任意団体が青少年の健全スポーツ振興のためにやっている部分もあるわけですよ。個別具体的に、どのように検討したかという、市町村とのそういう検討が全く見えない中で拙速だということも含めて、もっと話し合いをやった上で、そしてプロスポーツについて知事部局にもっとそちらがやることを何でこっちに任せてきたのかということが指摘されていないような状況を、今説明を受けて感じております。そして、各団体への説明についても、実際は12月28日、12月2日にやったと先ほど言ったことに関しても、急遽話し合いを持ったといっても、これはどうしようかという突っ込んだ話し合いでもなくて、今度の継続した議案に対して皆さんが、知事部局が早くやらないと4月から体制ができないというところに合わせたこの数合わせ、どのような話をしたのかというこれだけたくさん団体とやりましたといっても、実際に実のあるものができたのかどうか、そこも合わせてです。団体はみんなすそ野を持っているわけですよ。役員の皆さんから、はい、やりましたというのが話し合いではないと私は思っているのですよ。すそ野にどうですかということをやって、それから吸い上げていって、また話し合いで意見を聞く。だけれどもこれは特に問題はないとか、役員のだれかが問題はないと言えば終わりですよ。だからこんな意見等については、本当は意見の議事録—どういう意見があ

ったのかというのもみんな出してほしかったですよ。こういう結果を出したような意見書については、全くの紙切れでしかないと私は指摘をしたいと思います。

もう一つ文化について、特に私は重要だと思っているのですが、県立博物館・美術館との関係で、前に審議したときになかなかしっくりいかないのですよ。もう一回説明をお願いできますか。現行の博物館に関するものと、知事部局に移管した後に沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例に基づく運営がどう変わるのか、そこについてお尋ねしたいと思います。

**○金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館に関しましては、移管はできませんけれども事務委任をすることになっております。管理と運営に関する委任をすることになっております。詳しいことにつきましては、文化課長に説明させます。

**○大城慧文化課長** 現行の県立博物館・美術館は文化課が所管しているものですが、現行の文化課が所管の博物館法に関する業務内容です。これは、登録博物館あるいは博物館相当施設という指定をする際の業務の内容がございます。そういったものは法に基づく事務であるために、教育委員会の事務として従来どおり残すということにしているものです。新しく県立博物館・美術館に関するということにつきましては、その管理運営と申しますか、それを新しい部局に委任をして事業を進めていくということでございます。

**○西銘純恵委員** 県条例ではどうなっていますか。沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の目的ですけれども、これを述べていただけますか。

**○金武正八郎教育長** 沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例第1条のほうに目的がございまして、「歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の事業に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法第2条第1項に規定する博物館として沖縄県立博物館・美術館を設置する。」ということになっております。

**○西銘純恵委員** 博物館の管理に関することを知事部局に移管をするということなのですが、今の条例からすれば教育長が話しされた教育的配慮のもとに一

般公衆の事業に供しという、やっぱり教育というのが入っているわけですよ。そして、先ほどは博物館法に関することは教育委員会に残るということでおっしゃったのですが、実際は博物館でいろいろ展示をし、公衆に広く知らしめるような行為というのは、もともとは歴史、文化の収集や発掘やそこが主なものでしょう、業務としては。それを広く公開をするということで博物館ということがあるわけですよ。だから、きちんと県民の歴史的な財産、そういうものを収集する業務は教育委員会がやりますと。だけれども、公開について知事部局にというところが、実際は公開の方法も教育的配慮のもとにあるということがあるわけですから、この法に基づくものと管理を変えると。別に任せるというこの所管、二分するということがどういう意味を持たらすのですか。どうして一つでないのですか。なぜ知事部局に行くのですか。

○**金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館に関しましては、向こうのほうに移管をすることはこれは博物館法に抵触しますので、移管をすることはできません。しかし、管理と運営に関しては事務委任をするということでして、先ほど申しあげました博物館の設置の趣旨、それはしっかりと引き継いでいただいて、また教育施設としての機能も引き継いでいただいて、管理運営を向こうのほうに事務委任をするということでございます。

○**西銘純恵委員** 管理運営を任せるということは、教育的配慮のもとにやっている現行の一学芸員の人数とか体制等についてはしっかりと教育的配慮のもとにいるわけですよ。これが知事部局に移ったらどうなるのですか。

○**大城慧文化課長** 今現在、18名の学芸員、それから副館長、館長がいらっしゃいますけれども、その体制はそのまま新しい部局に移ってもそういう体制でやっていくということに考えております。

○**西銘純恵委員** そのまま移管はされるけれども、知事部局に移って、知事部局が予算がないということでこの学芸員について削減をするとか、一般事務にかえるとか、そういうことは全くないですか。想定されますか。

○**大城慧文化課長** 今、西銘委員がおっしゃったことは懸念されるところがあるとは思いますが、県立博物館・美術館の先ほどの趣旨からしまして、博物館は資料の収集、保管、管理、さらに調査研究、それから展示公開ということがメインですので、それをしっかりと動かしているのは学芸員が配置され

て、そういったことができていると考えていますから、そういったことは一まあ今後どうなるのかという話はできませんですけども、やはり県立博物館・美術館の組織体制はその学芸員が中心となっていますから、それはしっかりとやっていくものと考えています。

○西銘純恵委員 教育委員会の考え方としたら、学芸員もしっかり配置してあると。だけれども、知事部局に移ったら懸念されることだと。今後、知事部局がどうのという行財政改革を今ずっとやっていますから、特に教育、福祉を行財政改革しているわけですよ。教育委員会の手から離れたら、知事部局が制度的にこの体制を一学芸員をなくしていくとか、例えば非常勤にしていくなとか、そういうこともできるわけですよ。できないですか、できますか。

○大城慧文化課長 それはできないと思います。といいますのは、この登録博物館という形で、条例上は今教育委員会が所管した形になっていますので、それはきちんと博物館法の中に学芸員を配置しなさいということがありますので、登録博物館のまま事務委任をする形に今なっていますので、そういったことはないと考えております。

○西銘純恵委員 条例上、登録博物館で教育委員会の管理のもとにあるというようなことであって、どうして知事部局に管理が任されるのですか。逆に、どうして向こうに移管できるのですか、できないのではないのですか。条例上も教育委員会のものでしょうか、今のは全くおかしいのではないのですか。

○金武正八郎教育長 ですので、西銘委員から御指摘がありますように、向こう側に移管はできないわけです、そういう意味でですね。移管ができないものですから、私たちとしては移管はできませんけれども事務委任をするということです。ですから、これまでの条例の設置の趣旨をしっかりと踏まえて、設置目的を踏まえた運営がなされるように、それを担保として向こうのほうに事務委任をするわけです。そういうことであります。

○西銘純恵委員 事務委任をする、担保するというこの担保というのは、何か知事部局と条例に基づく学芸員は18名いる、そこを恒久的にきちんと確保するとか、そういうことをやられたということが担保なのですか、どうなのですか。

○前原昌直総務課長 教育委員会から知事部局のほうに事務委任をやりませ

と、その後知事と教育委員会のほうで協議書を締結します。その中にそういう項目を移すことができます。

○西銘純恵委員 現在は、学芸員の皆さんは教育委員会が所管して、派遣という形で博物館にいるわけですよ。それが知事部局に移ったときの職員の任用ですか、あれはどうなるのですか。事務委任ということで協議書をつくるとかいろいろ言われたのですけれども、こんな複雑なやり方をどうして行うのですか。

○前原昌直総務課長 要するに、この条例、規則については教育委員会がずっと所管します。あと、県立博物館・美術館協議会の委員の任命も教育委員会のほうが所管します。ですから、博物館の今回に係る事務についてはこれまでどおり教育委員会が所管しますので、それに基づいて事務委任をし、協議書を締結してやっていくということでございます。

○西銘純恵委員 部局の改編をするというのは本当にすり身にして、そして行政事務がもっと効率的にできるのが部局の改編だと思うのですよ。今みたいな、逆に煩雑になるような、ましてや縛りは教育委員会にあるけれども、知事部局にというこのようなやり方をどうしてとらないといけないのですか。逆に、県立博物館・美術館については、教育委員会がしっかり条例に基づく責任を一切負うということをとらなかった理由は何でしょうか。知事部局にその管理を任せるといふ大きな理由は何でしょうか。

○金武正八郎教育長 これは2点ございます。知事部局に文化に関する事務が一元化されることに伴いまして、県立博物館・美術館の管理をその部局が担当することによって、文化行政との連携強化が期待できるということが1点でございます。2点目は、新規事業の企画や予算確保、それから観光などの他の行政分野における諸施策との連携協力などについて、知事部局の所管とすることにより円滑にできるということの2点に基づいて、さらに今後、県立博物館・美術館がそのことで活性化が期待できるということでございます。

○西銘純恵委員 皆さんの言う活性化というのは、この興行的に博物館にどれだけの人が入るのか、収益をどれだけ上げるのかというのが2点の趣旨なのか。

○金武正八郎教育長 それだけではございません。やはり学術的にも沖縄の自

然、歴史、文化をしっかりと保存、また継承する意味での役割がありますし、今、沖縄はまた自然、歴史、文化を発信する教育機関もごございますので、多くの県民や、それから沖縄を訪れる観光客に利活用されることが大事だと思っております。

○西銘純恵委員 やっていることが本当に逆行するような、学術的という役割が全くなくなるような知事部局への移管だと私は思うのですが、これに関して関係者の意見は聞いていますか。そして、社会教育にかかわっているような皆さんの意見とか、この文化の件で意見を聞いたことはありますか。

○前原昌直総務課長 博物館といえますか、この関係団体には一お配りした資料にもございますが、沖縄県文化振興会、そして美術館連盟等々に意見を聞いております。

○西銘純恵委員 皆さんが聞いた団体について、この博物館の問題について条例上は教育委員会が所轄しているけれども、知事部局に事務委任をしていくことを含めて話をやりとりをしていますか。承諾を得たのですか。漠然とした、部局を一つにするとかそれぐらいではないですか。この議事録なり話し合いの中身を知りたいです。

○大城慧文化課長 今、財団法人が4つございまして、それぞれに説明をしました。新たな部局に移って運営していくということについては異論はございませんでした。

○西銘純恵委員 今、県議会で審議しているような中身、それを超えて県立博物館・美術館に関する、こう変わりますか、どうなのですかという文教厚生委員会でやっているような議論もありましたか。

○大城慧文化課長 今、西銘委員がおっしゃったようなことへの議論はなかったと思います。

○西銘純恵委員 だから、皆さんが文化に関する事務の移管というこの大事な県立博物館・美術館の運営そのものについて、条例上は教育委員会にあるけれども、知事部局に事務を委任するというような大事なところが相手にとっては見えていないわけですよ。問題点が見えないわけですよ。だから皆さんは部局

については賛成ですよということで取りつけてきたと言われるけれども、実際はどのような問題があって、どのような課題があって、これはこうクリアするというのをしっかり説明した上でオーケーというのであれば、それは関係者から承諾を得たと言ってもいいと思うのですけれども、特に問題もなくということさらっとした一観光を振興するためには一つにしたほうがいい、これぐらいの議論ではないのですか。それともう一つは、社会教育の関係でこの文化というのはとても大事だと私は思っているのですけれども、現に県内で社会教育を担っている皆さん、個人でも団体でもいいのですが、そのような方の意見を聞いたことはありますか。

○大城慧文化課長 その意見は聞いておりません。

○西銘純恵委員 大事なことだと思うのですよ。団体に入っている、組織に入っている以外の社会教育を市町村でいろいろ担っている皆さんが、この文化、スポーツ、そして教育との関連でどう考えているかというのはとても大事だと思っているのです。私はこういうことを聞いたのですよ。県の10カ年間の教育計画を決めている会議があるそうですが、その中で文化、スポーツを観光の一つにする、教育委員会から外すということについて意見を言った方がいるということを目にしたのです。それについて会議に参加されて、どのような会議だったのか、またそういう意見について承知しているのかお尋ねします、去年あったようなのですが。

○金武正八郎教育長 それについての意見があったということは聞いておりますけれども、詳細については今は把握しておりません。

○西銘純恵委員 意見があったということですよ。先ほど、社会教育を担っている方から聞いたかと言ったら意見はないということで、ただこの社会教育をやっている御本人が問題があるのではないかという指摘があったという部分は大事なところだと思うのですよ。もっと教育として、文化、スポーツを知事部局に移していいのか、イベント的な、工業的な収益を上げるようなこういう発想に切りかえられていいのかというところが大事な点だと私は思っているのですよ。それでやっぱり社会教育の関係者、ぜひ私は議員としても意見を聞きたいと思うし、聞いていなくても結論を出したというところが大事な部分ではないかと思っておりますけれども。遅いとは思っているのですけれども、これから意見をきちんと聞いてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 今、西銘委員から御指摘がございましたように、それ以外にも教育委員会で所管することがより安定性、継続性に利点があるとかそういう意見もございます。今回、知事部局において新たに文化、観光、スポーツという部が設置されますので、文化及びスポーツ部の重要な施策であることが、文化振興及びスポーツ振興がより一層図れるものと私たちは期待していきたいと思っております。

○**西銘純恵委員** 皆さんはもう行政の中に入っているものですから、やっぱり考え方としたら知事部局からこういうことだというのが、自分たち教育の立場からどうなのかという意見を言ってほしいのですけれどもそれができていない中で、実際は社会教育をやっている方からこのように安定性、継続性はどうかと疑問があるよというところがまだ払拭されない、それも1人の方の意見ですよ。その方とは県の教育を担ってきた方で、社会教育を今もやっているということで聞いたものですから、ほかにも地域で社会教育をやっている皆さんの声をもっと拾う必要があると思うのですよ。教育とは何ですかというところが今問われていると思いますので、そこをやっていただきたい。そしてもう一つ、最後に指摘をして終わりたいのですけれども、皆さんが関係団体から意見を聞いた団体名と聞いた日はいつなのか説明をしてください。

○**前原昌直総務課長** お配りしている資料で、沖縄県体育協会が12月2日と12月28日、沖縄県レクリエーション協会が12月26日……。

○**西銘純恵委員** では、皆さんが意見を聞いたのは12月24日から大体12月28日までの間、2回もありますけれども、このような年末の時期に皆さんが聞いたということで、きちんとした議論がなされたかどうかということも本当に定かでないような、一方的に説明をして時間がありませんと終わったようなものではないかということ指摘して終わりたいと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

○**仲村未央委員** 教育長にお尋ねしますが、教育委員会は学校教育にできれば特化していきたいという考え方ですか。

○**金武正八郎教育長** それは結果としてのものであって、これからのスポーツのあり方として、県民全体の健康を支えるスポーツとしていくためにも、やはりスポーツという部局をしっかりと立ち上げて、いろいろな面に対応できるような体制を整えるということが大事だと思っております。そういう意味で、スポーツ部というのはこれからぜひ必要だと考えております。

○**仲村未央委員** 恐らく、文化にしても、スポーツにしてもこれが知事部局に行くことによってより振興されるのだということをお前回から一貫してお話しされてはいますが、恐らくその背景には、今まで教育委員会にあっても十分な体制、これを振興、発展させられるような予算的なもの、また人的なものも含めて思うような形で手がけられなかったという思いがあるのか、それが知事部局に行くことによってより充実するというような考えがあるのか、そこら辺はどう感じていますか。

○**金武正八郎教育長** 教育委員会は、教育に関しての学校教育、そして生涯学習とかそういうものについて主にやっているわけです。スポーツに関しましても、これまで青少年スポーツを中心にして、今社会がどんどん発展する中でいろいろなスポーツがふえてきているわけです。教育委員会としても、それなりの対応をしておりますけれども、さらにこの生涯スポーツとして県民の健康を守るとか、それからスポーツがさらに充実するとか、今、プロスポーツで宮里藍さんやいろいろなところで活躍しているとかそういうことをサポートするとかです。沖縄県体育協会自体が県の予算だけでも一つは十分に機能できない状態もありますので、今まで必要な分がありますので、さらに沖縄県体育協会自体も企業といろいろな面でタイアップしたり、企業から協賛金を得たりしてそういう時代になってきております。ですので、やはり教育委員会ももちろんその中に入りますけれども、県全体として組織をしっかりと確立して、そして教育委員会もその中に入る、そして知事部局の中の福祉保健部、それから観光商工部、その他、土木建築部も大いに関係あります、施設の整備とかです。そことも関係がありますので、そこでひとつ統一的にやっていただければ、もっとスポーツに関しては県民によりよいサービスが提供できるような体制になっていくものだと思います。今回、私たちとしてはぜひスポーツ部をつくっていただきたいと思っております。文化につきましては、これまでも文化振興課—文化環境部にありまして、これまでもお互いにある程度すみ分けをしてやってきました。今回、大きな変化はございません。少しいろいろなところで、今回の機会ですら整理できるものを少し移管するという部分で大きな筋はございません。た

だ、論点は先ほど西銘委員からもございましたように、県立博物館・美術館の事務が向こうに移管するときにはどうかということについて、いろいろな意見があるということがございます。ですから、文化振興については、これまでどおり文化振興は向こうのほうでやっていただく、私たちは文化の保存をやっていくということでお互いにすみ分けをやっていくということはありません。

○仲村未央委員 心配するのは、文化も、スポーツも観光と合わさることで非常にかかわりが深い部分が引き出されるということはあると思うのです。ただ一方で、文化も、スポーツも観光のためだけにあるわけではもちろんないですよ。そこら辺の前提で、文化やスポーツをもっと振興させようとするときに、非常にエンターテインメント性の高い部分とか、集客力のある分野とか、そういった部分のみの振興に偏っていかないかなというのが私の心配なのですよ。例えば文化一つをとっても、芸能だけではなくて芸術もありますよ。それから工芸とか、あるいは言葉とか食生活、食文化も含めて、こういったすごく幅広い財産を文化の振興というときには前提があるわけですよ。それが必ずしも観光とは直接かかわりのない分野、特に先ほど一私は前回、県立博物館・美術館の文化財の保存や保護にかかわる部分が知事部局に行くのかということも尋ねましたが、そういった部分で非常に本来とてもすそ野が広くて、もう観光という側面だけでは切り取られない部分、その振興がおろそかにならないかなとか、そこを心配するのですけれども教育長はどのように考えていますか。

○金武正八郎教育長 文化とスポーツを少し分けて話しします。文化の面については、これまで文化振興課というものがございまして、そのほうでしっかりと文化振興の面をなさっております。それで、私たちのところは文化財の保存・継承についてを中心にやっていたわけです。今回、文化観光スポーツ部が新しくできるということで、これまでの業務の中でお互い新たにできたものについて整理をして、この部分を分けましょうという形で文化を移すのです。ですから、これまでどおり文化振興課は観光とのつながりとかいろいろな形でやっております。私たちもまた文化財を活用する場合には向こうからの申請に基づいて、きちんと客観的に法律に基づいて許可をしたりして、お互いにこれまでどおりにやっていくわけです。ただ、文化に関するものについては、今回、先ほどから申し上げるように、県立博物館・美術館をどう移すかということでもさまざまな意見があるということが1つでございます。ですから、文化に関しては県立博物館・美術館を除けば、ほとんどこれまでのものを少し整理したという形です。スポーツに関しましては、先ほど申し上げましたようにとにかく

幅広くなってきたと。窓口が広がってきて、学校の中で学校教育という視点でやるよりも、全県民的に大きな視点で、スポーツをどう支えていくかということがこれから求められると。ただ、文化観光スポーツ部というのを新たに大きく知事部局につくると、そこに観光もその一つだと思います。それから沖縄県スポーツアイランドとしての構想も持っておりますし、また福祉と健康の面でもいろいろありますし、施設をつくる時は土木建築部というところがありますので、そういう形で非常に大きな予算を確保したいと。いろいろな新しい事業をつくったりするときに大きく体制が整って大きく飛躍すると思いますので、やはり教育委員会もその中であって協力をしながらやっていく。その大きな組織が必要ではないかということで、今回、知事部局でそういう部局を設けますので、できるだけ私たちとしてはより今までのものをさらに踏まえて、さらに充実、発展できるような期待をしながら、連携協力を図っていききたいなと思っております。

○仲村未央委員 文化の振興については、もともと知事部局の主な業務にあったということですから、そこは知事の姿勢がどこにあるのかというのは、これは知事のほうからおっしゃることだと思うのですけれども、教育にかかわるスポーツと、また生涯スポーツとプロスポーツの中でもやっぱり若い世代一児童とか生徒がかかわる部分から、教育的なかわりも含めてつながっている部分はありますよ。そこは引き続き、教育長がおっしゃるような考え方と知事部局の中においてもそれは教育の側面を全く無視してできるということでもないと思うのですよ。そこら辺の連携とか、今おっしゃるような意見の調整というのはこれは十分に意思疎通を図ってこられたのか、そこはいかがですか。

○金武正八郎教育長 学校教育活動に関する一沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県高等学校野球連盟、沖縄県中学校体育連盟、そして沖縄県特別支援学校体育連盟とか、そういう一つの学校教育としての子供たちのスポーツを支えるというものについては、これまでもそういう分野としてやっております。もう一つはスポーツ競技とそれから生涯スポーツの面で、こういう面で沖縄県体育協会とかを中心にしてやっているわけです。ですので、その沖縄県体育協会の部分、生涯スポーツの部分一沖縄県民体育大会とか、国民体育大会とかいろいろな部分に移って新しい部局をつくりますので、特に私たちはこれまでの機能が、学校教育がどうなるとかそういう支障はないと思います。またその中でも、今、沖縄県体育協会がやっている部分で学校とのかかわりは、沖縄県体育協会が国民体育大会に選手を派遣するときに高等学校、中学校の部活動があるわけです、

少年の部活動がありますので。そこの部分についてどう派遣するかということは、これまでも沖縄県高等学校体育連盟、教育委員会と連携をとってやっておりますので、移ったにしてもしっかりと連携をとってやっていきたいと思えます。また少年スポーツ団についても、それぞれの生涯スポーツの中で各市町村で出されておりますので、これについても教育とはいろいろ関連をしながら進められていきます。従来どおり進んでいくと思えます。その辺は、特に今回文化観光スポーツ部を設けて教育委員会と分けたから、これまでと窓口が違ったり、対応が違ったりすることはございません。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今、議論を通して教育長のお話をお伺いしますと、前からそう思っていたのですけれども非常に心配な面もあります。例えば、県立博物館・美術館がこの総務部のほうから出てきた設置目的の中で、やっぱり文化振興の強化と、それから観光施策の強化、文化施策との連携とかあります。その中でも、沖縄の文化をさらに振興させ、観光の施策と連携して世界へ発信することにより沖縄観光の競争率強化につながり、国内外からの観光客誘致に大きな相乗効果をもたらすと。例えば、この県立博物館・美術館が事務委任されて知事部局に移動すると。では、そこで県立博物館・美術館が一つの観光客誘客のためのツールで強化をされていくのか。つまり県立博物館・美術館というのは、観光客誘客のためだけの施設ではないはずなのですけれども、どうも知事部局に移って観光と連携、相乗効果を出すということが非常に強調されている中から、この博物館が持つ使命、あるいは美術館が持つ大きな目的などが少し薄められてしまうのではないかなという気がするのですけれども、この辺はいかがですか。

○金武正八郎教育長 美術館は別ですけれども、博物館につきましては先ほど大城文化課長からもございましたように博物館法に定められておりまして、沖縄県博物館・美術館の設置及び管理に関する条例に基づきまして、その条例に関するものは私たち教育委員会がしっかりと守っていくと。そして、それを踏まえて私たちは事務委任をしていくと。つまり、すべて移管をするわけではなくて、何か条例に関する、その設置目的を変えるようなことがあればその条例については提案をしたりしていくのは私たちですので、そういう形で向こうから来ると思えます。私たちとしては、この条例の設置目的を踏まえた博物館法

に基づいたものについて守っていただいて、きちんと学芸員を置いていただいて、これまでの機能をやっていただきたいというのが主でございます。そしてもう一つは、県立博物館・美術館協議会でございます。外部有識者がございまして、その方々によって年に数回かその運営のあり方についてさまざまな御意見を伺います。その中で、商業とかそういうベースに走っていると、本来の県立博物館・美術館のあり方についていろいろな御意見をこの中から得ることができると思いますので、そういうことを受けながら私たちも県立博物館・美術館の本来の姿をしっかり守りながら、今、県が考えておられる文化振興、沖縄県の文化を発信するとか、また観光企画の誘致や県民の周知とかそういうものに力を注ぎたいという話が出ておりますので、そういうところを期待してとにかく私たちの持っている博物館の趣旨はしっかり守っていただいて、それにプラスアルファ、そしてぜひ周知、情報の発信をやっていただきたいということをお願いしております。

○奥平一夫委員 危惧するのは、なぜ教育委員会でそれを所管して運営も教育委員会がこれまでやってきて、文化観光スポーツ部を設置するのでそれを知事部局に全部移しましょうと、管理をしましょうという話になるのかと。知事部局が移管をする大きな目的、要するに観光客を誘客するためのツールとして、道具として活用していくということの側面のほうが物すごく大きいような気がするものですから、本来の博物館の目的あるいは活用の仕方についても、県民の文化に対する意識高揚のためにも、本来ならば今の姿勢を堅持するということが非常に大事だと思うのですけれども、これが知事部局に移ると観光目的で観光客誘客のための展示にしても、いろいろなことが変質してくるのではないのかなという心配が今あるわけです。今、県立博物館・美術館協議会でいろいろな意見が言えるというのですけれども、しかし残念ながら今のこの文化観光スポーツ部の設置の中でも教育委員会は全く守勢に回っている。それで知事部局から言われて、どうぞどうぞとどうも少し腰が引けている、しょうがないなという感じでこれに賛成をしているようなところがこれまでのやりとりを見ても思えるわけです。だからそういう意味では、この県立博物館・美術館の経営といいますか、運営管理につきましても、やっぱりしっかりと意見が言えるという、そのことを担保をとってやるということをししないと本当に一つの観光のツールとして、この施設として、それがそれだけで利用されるということも、僕は物すごく心配しているわけです。これについてはいかがでしょうか。

○金武正八郎教育長　これまで文化に関しましては、教育庁の文化課と文化環境部の文化振興課のほうで取り扱っておりました。今回、県立博物館・美術館に関しましてはその文化振興課のほうで、つまり私たちのほうは保存、継承を中心にやっていた部分から文化振興のところについて、文化振興プラスアルファをして県立博物館・美術館を運営していきたいということがありますので、やはりこれまで割と守りの形から、いろいろな形で普及、発展、それから情報発信、そういう面で文化振興の部局が預かって、さらに県立博物館・美術館を充実させていこうという視点でありまして、観光というのはその中の一部だと考えておりますし、また懸念された件につきましては先ほども総務課長が言っておりましたように、新しくできるところの部長としっかりと協議書を交わして、その中でしっかりと私たちの条例趣旨が守れて、学芸員もしっかりとできるような形で中に盛り込んでいきたいと思っております。

○奥平一夫委員　最後に、私はこの文化観光スポーツ部の設置については特に反対するものではありません。やはり観光振興という観点から考えれば、文化とか、あるいはスポーツとかという観点から観光振興を図るというのは、私は特別反対ではありません。ですけれども、本来その文化というものが、これまでの沖縄の文化が観光によってゆがめられていくということが非常に心配です。スポーツにしても、このスポーツも全部、どうも学校スポーツもプロフェッショナル化へ向かうという、そういう人材を育てることに躍起になるところが非常に心配をしているわけですし、これを本当にしっかりとやっていたら、私はこの目的が全く別のところに行ってしまうのではないかなど。いろいろな祭祀に関心があってあっちこっちに行くのですけれども、観光地が大きな波に飲み込まれて本当に見せる祭祀になっているところが幾つもあるわけですね。それは崩壊が始まっているわけですね、そういうところで。観光客にこびてそういう文化も芸術も崩壊していくという、あるいは劣化していくという事態があっちこちで今見られるわけですね。ですから、そういうものをしっかりと本当に教育委員会で守れるのかと。その辺を僕は皆さんにきちんとお願いをして質疑を終わりたいと思っておりますけれども、ぜひこの辺は守るべきものはしっかりと守るということをやっていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員　これまでの質疑を聞かせてもらったのですけれども、スポー

ツについてはおおむね理解が得られたような感じがしますが、この文化に関する部分です。教育委員会の所管ということになると県立博物館・美術館の移管という問題が出てきますけれども、文化全体の問題ということになるとこれは全庁的な問題になるわけですよ。先ほど奥平委員の中からも、文化はすそ野が広くて本当に沖縄のこういう、いわゆる文化というのは沖縄の私たちがこれを共有し、さらには共有しているだけではだめなのです。外に向かって発信をしていくということが非常に重要でして、そういう時代に入っていると思います。しかし、これまでなかなか沖縄の文化の外へ向けての発信というものが、近年特に顕著にあらわれてきたのですけれども、これは沖縄全体を理解させる意味においては非常に重要なのですよ。今、問題になっているこの県立博物館・美術館なのですけれども、これの本来の目的というものが一私は学芸員を含めて、いわゆる学術的な研究をする部門と、これの成果を学術的に生かしていく。もう一つは、この生かしたものを広く県民や、さらには国民の皆さん方に見ていただいて理解をしていただくこの部分というものはとても重要なことなのです。学芸員の研究分野だけで終わってしまえば、これは専門的な話で終わってしまうのですよ。この専門的なものをより発展させるような形で、広く県民の皆さん方が理解をし、また観光団が入ってこられるのであれば観光団の皆さん方にも十分に沖縄の文化を理解してもらうためには、ここの部分をもっと細かくわかりやすいようにしっかりと発信していく努力というものは同時並行でやっていかなければ沖縄の固有の文化みたいなものもある意味では沖縄だけで終わってしまうという可能性があるわけですよ。こういうことを考えると、本来のこの県立博物館・美術館の趣旨みたいなものが言われるのですけれども、この趣旨というのはどうなのですか。重きは学術研究にあると理解しているのですか。

○金武正八郎教育長 翁長委員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、この県立博物館・美術館はまず資料を収集、保管し、展示して、教育的配慮のもとに一般公衆の事業に供すると。そして、その供用、調査、研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行うというのがこの県立博物館・美術館の大きな趣旨でございまして、取り扱っているところは教育委員会の文化課と、そして文化環境部の文化振興課でございまして、文化振興課のほうでいろいろな情報の発信とか、普及とか、いろいろな形でやっております。教育委員会としては、主に資料の収集とか、保管とか、そういう面に力を入れておりますので、今回、文化観光スポーツ部に移管するのではなくて事務委任をすることによって教育委員会の持っているこれまでの資料収集とか、保管とか、そういう

調査研究については十分担保しながら、今おっしゃっている県民への周知、それから観光企画、県外の方々への理解とかそういう啓発を図るためにも、やはり文化振興課のほうにまず入れて、そしてそこで県立博物館・美術館の展示の活性化といいますか、いろいろな情報の発信とかそういうもののプラスにつながっていく期待を大きくしているわけでございます。

○翁長政俊委員 今回のこの県立博物館・美術館の事務委任に当たっては、相対としての文化の問題というものは、今の知事部局の文化環境部ですか、向こうの文化の部分との皆さん方の話し合いというのは円滑に進められて、文化の振興という意味だからトータルの合意点とか方向性みたいなものはきちんと出されたのですか。

○前原昌直総務課長 先ほどお配りした資料の中での事務委任の部分ですが、それとあとは協議書を締結していきますので、その中で細かく詰めていくということになります。

○翁長政俊委員 だから説明が少し不十分なんだよ。ここの部分の、要するに協定書をつくって、具体的な事務分野のものの締結についての説明もどういうメニューがあるのかみたいなものも、本来であれば聞きたいと思っているのだけれども。もう一つは、沖縄のいわゆるオンリーワンの、要するにこの文化をどういう形で皆さん方が、今後、発展、継承し、さらに振興していこうとされているのかみたいなものの根本的なものが、ある意味では議論をされた中で方向を見つけて、そこの方向に行くのだというものがコンセプトとしてないといけないとは思っているのですよ。だから、ここの部分がある意味では県民も期待しているし、この関連の文化に携わっている皆さん方の思いみたいなものもそこに集約されていくだろうと思っているのですよ。だからこの部分がもう少し皆さん方の説明責任というのかな、そういう意味で私たちのところにもっと伝わってこないとなかなかスポーツの分野のものについてはあらあら飲み込める状況にあるけれども、文化の部分というもの—これは所管外の話だといえればそれまでの話なのだけれども、県立博物館・美術館に特化してという話になると、教育委員会の部分は。これに限定してしまう話になるけれども、ただ業務を移管して文化の振興がどう図られていくのだということは、これは知事部局とも、教育委員会ともある意味では共有しておかないといけないものだからその部分を聞きたいと思っているのですよ。

○金武正八郎教育長 今、翁長委員がおっしゃったのは大変重要なことだと思っております。これにつきましては、私たちとしては県立博物館・美術館の設置への趣旨をしっかりと踏まえて、そしてこれから新しく設置される部局とその方向性も協議をしながら組み立てていきたいと思っております。今のところはまだ協議の段階でございます。

○翁長政俊委員 本来ならば協議は終わってほしかったのだけれども、それと県立博物館・美術館の今の運営形態ですよ、あれは指定管理をやっているのでしょう。今、実際はどうなっていますか。

○大城慧文化課長 現在は、文化の杜企業共同体の指定管理者で入っています。

○翁長政俊委員 この形態は、これは知事部局に移ったとしても変わらないということですか。

○大城慧文化課長 はい、変わりません。

○翁長政俊委員 ということは、今行われている管理運営のされ方がある意味ではしっかりと継承されていって、さらに今、最低限劣化をしないことですよ、最低限劣化を招かないこと。さらにこれがバージョンアップしていけばなおいいのだけれども、そこの部分に私どもは大変期待をしているのですよ。そこの今言う担保の話が出ているのですけれども、研究者を含めてしっかり数を確保して、この部分をしっかりと振興していくというきちんとした皆さん方の決意みたいなものが聞こえないと少し不安を感じるのですよ。だからここは、教育長の強い思い入れみたいなものが聞こえてこないとどうしようもないですよ。

○金武正八郎教育長 先ほども申し上げましたように、県立博物館・美術館の設置の趣旨をしっかりと踏まえて、その条例を踏まえて私たちは事務委任をしていきたい—移管ではなくて事務委任をしていきたいと。そして、今までの社会教育施設としての部分も担保できるような形で、その事務委任に当たっては協議書をやって、さらに私たちがこれまでにやっているもののプラスアルファができるような期待をして、私たちとしては今のものもしっかりと守って事務委任につなげていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどからの県立博物館・美術館についてのやりとりの中で確認したいのは、今回、新しい部局に対して、知事部局に対してその運営事務のみを委任するということになるわけですか。

○金武正八郎教育長 管理運営事務のみを事務委任するという形です。

○渡嘉敷喜代子委員 それで県立博物館・美術館協議会委員の任命とか、それから指定管理についても教育委員会ですべてその管轄にあるということであれば、本当にこの県立博物館・美術館もなぜ知事部局に事務委任しなければいけないのかということが、本当に無理があるのではないかなということを先ほどのやりとりから感じるのですよ。教育長として、本当にこういうやり方でメリットは何なのか。先ほどから説明はありますけれども、本当に何のメリットを期待しているのかということがよくわからないのですけれども少し説明をお願いします。

○金武正八郎教育長 少し長くなりますが、3点ございます。知事部で設置される新たな部局におきましては、県立博物館・美術館と観光関連分野との連携がこれまで以上に密接に図ることができ、県立博物館・美術館のさらなる活性化が期待できるという利点がございまして、これが1点目でございます。2点目は、美術館の企画展はまだ入場者数が低い状況にございます。従来、知事部局の文化振興課では、県の芸術祭の企画を美術館で開催するなど県民の芸術家の振興に一躍を担っております。新しい部局においては、その芸術文化の総合的な企画に関連して、美術館を活用しての芸術文化の振興が一層図られることが期待できます、これが2点目です。3点目が、県立博物館・美術館の常設展は県民や県内児童・生徒の学習利用にも活用されておりますけれども、県外からの修学旅行生や、それから観光客にとっても沖縄の自然や歴史、そして芸術を学べる魅力的な展示施設でございます。観光面での活用は十分でない状況なので、新しい部局において観光関連機関とタイアップすることにより活用が図られることが期待できます。

○渡嘉敷喜代子委員 今読み上げたものは、やはり指定管理者がそれはやるべきことなのですよ。ということは、それがうまく機能していなかったということにもつながるのではありませんか。今の指定管理された文化の杜企業共同体

がうまく活用されていなかったと、機能していなかったということにもつながるのではありませんか。

**○金武正八郎教育長** そういうことではございません。より沖縄の文化を県民、それから県外の方々にも情報を発信、理解をしていただく一つの機会になるものと期待をして、今回、管理運営の事務委任をするということでございます。

**○渡嘉敷喜代子委員** 確かに沖縄の特殊な文化というものを、今回の観光を突出した新しい分野に持っていくということはとても大切なことかもしれませんが、それをなぜ県立博物館・美術館がそこに行くのかということが大きな疑問なのです。もう皆さんそうだと思います。そういうことで先ほど読み上げたことも、今まで指定管理に移管されていて、それで十分やっていかなければいけないことがやられていなかったのは何だったのか。予算面だったのか、人的なものだったのかということが問われるわけです。ですから今、教育長が説明したのは、やはり知事部局に移したときに、予算面とかそういうことが確保できるということが大きなメリットになるということになるわけですか。

**○金武正八郎教育長** 文化に関することに関しましては、先ほども申し上げましたように文化振興課のほうでも文化に関することを取り扱っています。教育庁文化課として文化に関することについての事務を取り扱っておりますけれども、今回、文化振興課のほうで一文化振興課もいろいろな形で文化振興の事業を展開しておりますので、向こうのほうに今の県立博物館・美術館の設置趣旨、機能を一社会教育施設としての機能もしっかりと担保をとりながら、向こうのほうに事務委任をして、そして向こうのほうで文化振興の部分に力を注いでいただいて、県外とか県民への周知・理解を図っていくということを期待して事務委任をするものでございます。

**○渡嘉敷喜代子委員** ですから、やはり観光とリンクすることによって活性化につながっていくというのは集客も含めてですよ。そういうことで先ほどから心配されているのは、本当に学術的なものとして、教育的な配慮をしないといけない状況が守られるのかということが心配されているわけです。そういうことで、他都道府県においてそういう例があるのかどうか、教育委員会以外で知事部局で管轄しているということがあるのか教えてください。

**○金武正八郎教育長** ございます。細かいところについては文化課長から説明

させます。

○大城慧文化課長 他都道府県の状況でございますけれども、今、事務委任をしていますのは群馬県、長野県、三重県、島根県及び広島県の5県でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 この5県について、教育委員会以外のどこの部署に移されているわけですか。知事部局ですか。

○大城慧文化課長 知事部局のほうでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 知事部局の観光関連に関してやられているわけですか。

○大城慧文化課長 その中で特に滋賀県の例ですけれども、滋賀県でも知事部局で博物館を担当しているのですが、滋賀県の場合は滋賀県立琵琶湖博物館がございまして、知事部局の琵琶湖環境部にて事務委任で運営をしております。それは知事の環境問題に対する政策的な意図から知事部局で所管をしているということで、これまでに特に問題が出ているということは聞いておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 その5県のうち1県について、滋賀県はそういう環境との連携でやっているということですが、そしてあとの4県についてはどちらの部局で管轄しているのですか。

○大城慧文化課長 すべて知事部局のほうで担当しております。知事部局ですけれども、その部署は承知しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 何で知らないのですか。今回、やっぱり新しい部局をつくるに当たって、では他都道府県ではどうなのだろうかということを皆さんは把握しなくてはいけないことですよ。滋賀県についてはわかっているのだけれども、他都道府県についてはわからない。それが観光とリンクされているのかどうかということが問題なのです。そして、そこでどういう問題が起こっているのかそのあたりも皆さんはしっかりと把握して、今回のこれに対しての提案を説明していただきたいと思います。答弁できないのであれば、次の委員会まで継続でよろしいですか。

○前原昌直総務課長 今、把握している部分は一部でございます。三重県は生活・文化部、そして広島県は環境県民局でございます。それ以外は資料がございません。

○渡嘉敷喜代子委員 ほかの県については一あと幾つですか。観光と一緒にしているところはないわけですか。ではまた、次に資料を提供していただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、平成22年第6回議会乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。その後、平成22年第6回議会乙第7号議案の審査について協議した結果、12月定例会閉会中の1月31日に教育長の出席を求めて審査を行うことを確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

今回は、1月31日午前10時から委員会を開催することとし、既に審査は尽くしたものであると思いますので、次回の委員会において結論を取りまとめるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。  
今回は、1月31日 月曜日 午前10時から委員会を開催いたします。  
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇